

# 医学部教授「巨額副収入」の実態

「これで連中も年貢の納め時です」と医療業界誌の記者は溜飲を下げている。彼の言う「連中」とは、一昨年以來、不正への関与を指摘されてきた医学部教授たちだ。

この連中が恐れるのは、日本製薬工業協会(製薬協)の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づく資金提供の開示だ。今年から「C項目」と呼ぶ「講師謝金、原稿執筆料・監修料、コンサルティング等業務委託費」が公開される。つまり、どの医師が、どの製薬企業からいくらもらっているかが白日の下に晒されるのだ。製薬協は二〇一一年一月にガイドラインを策定し、一三年三月に改定。昨年より奨学寄附金など、一部の情報の開示を始めた。

ガイドラインに基づく情報開示を進める上で、医師が最も抵抗したのがC項目である。日本医学会

など業界団体はもちろん、様々な医師が反対した。製薬協関係者は

「日本糖尿病学会の幹部からは、『C項目を公開したら、今後、臨床開発には一切協力しない』と凄まじく、大阪大学の森下竜一教授からは『こんなデータを開示して、子どもが誘拐されたら責任をとってくれるのか』と脅されました」と言う。

## 天皇の主治医も百回以上の講演

この結果、製薬企業各社は、会社に来ないと閲覧できない「来社閲覧方式」や、来社しても「コピーは禁止」など、姑息な手段でお抱え医師の擁護に躍起となった。

医師たちの抵抗も当然だろう。先月末、製薬各社が二三年度の「C項目」の情報開示を終えたが、編集部が入手した集計データの結果には啞然とさせられる。総額で二十五億円を超え、一千万円以上の

講演料を受け取った医師が百七十二人もいたのだ。

例えば前出の森下は、一三年度だけで、合計百回以上の製薬企業主催の講演会をこなし、総額二千五百万円以上のカネを製薬企業から受け取っている。最も多いのが、かのノバルティスファーマ(以下、ノ社)で約七百四十万円。次いでペーリンガーインゲルハイム(以下、ベ社)の約六百万円だ。いずれもバルサルタン、テルミサルタンという高血圧治療薬を販売するメーカーだ。ノ社の社員は薬事法違反で逮捕されたし、ベ社も同様の販売促進手法を用いていた。なぜなら、ベ社の青野吉典前社長はノ社の元営業本部長。「バルサルタン事件の張本人」(前出の医療業界誌記者)と言われる始末だ。疑惑を持たれたノ社の臨床研究に対して、森下が一貫して「不正はない」と擁護したのも納得がい

く。これでは、「大学教授とは名ばかりの製薬企業の広告塔」(阪大OB)と言われても仕方がない。森下は日本高血圧学会の理事だが、同学会の他の幹部たちも大差ない。同じく理事の荻尾七臣かすおみ・自治医科大学教授、檜垣實男かすおみ・愛媛大学教授(循環器・呼吸器・腎高血圧内科)、堀内正嗣・愛媛大学教授(分子心血管生物・薬理学)、光山勝慶しやうけい・熊本大学教授、小室一成・東大教授は、いずれも年間一千五百万円以上を受け取っていたことが判明した。

特筆すべきは小室だ。天皇の主治医も務める医学界の大物だが、千葉大学時代に発表したバルサルタンの臨床研究の論文で不正が指摘された。この論文は掲載誌編集部の意向で強制的に撤回され、千葉大は小室が所属していた東大に処分を要請した。さらに、首相官邸までが関係省庁に対し、小室に公的研究費を付けないよう指示したほどだ。

小室と同様に研究不正が指摘されている東大医学部教授は、門脇孝(糖尿病・代謝内科)と黒川峰夫(血液・腫瘍内科)だ。いずれも、

今回の情報開示で巨額のカネを製薬企業から受け取っていたことが判明。門脇の場合、約八十回の講演をこなし、一千八百万円以上のカネを受け取っていた。門脇は東大病院の病院長だ。都内の国立病院の院長経験者は「院長は二十四時間三百六十五日拘束される。朝の当直医師・看護師からの報告から、夕方の業務報告まで気の休まるヒマがない」と嘆く。同様の重職にあつたはずの門脇が、時に泊まりがけとなる講演を、年間に八十回以上もまともにこなせるはずはない。門脇は本業をそっちのけにしたか、あるいは講演名目で製薬会社からカネだけをもらっていたのか、どちらかであろう。

### 元をたどれば国民の医療費

前出の医療業界誌の記者は「不祥事を起こす医局には共通の特徴がある」という。まず内科など薬を使う医局であること。いくら興味深い研究をしても基礎の研究者に講師依頼の声はかからないし、外科医の講演会は少ない。年に何十回、何百回と講演をした(こ

りには、「学術情報の啓蒙」と謳いつつ、実際は製薬企業の論理に従って、講演を行うことである。それが上手にできれば、「副業」として十分な報酬が得られるわけだ。講演会などアルバイトに精を出している教授の医局では、必然的に仕事は部下に丸投げとなりやすく、部下からの報告を鵜呑みにする場面が多い。この時、部下が不正を働いていてもチェックはできず、不正がばれても、自分は責任がないと言い逃れる。まさに当事者意識の欠如である。

製薬企業から高額講演料をもらっていた教授の多くは、国公立大学の職員だ。こうして講演回数や金額が明らかになった今、お咎めはないのか。ある東大病院職員は「東大では兼業規制の内規があります。一定の時間と、兼業からの収入が本給を超えてはいけません」と言う。門脇をはじめとした問題の教授たちは、製薬企業の講演以外にも政府の審議会の委員などを務め、副収入があるはずだ。本業の収入より、アルバイトの収入の方が多くても不思議ではない。今回のC項目の公表は、改めて

製薬会社と医師のどつぷりな癒着ぶりを示すことになった。しかし、これが全てではあるまい。食事、酒、ゴルフ、旅行、妻への贈り物……。薬屋のお抱え医師は、一度やったらやめられない、ぼろ儲け

の商売ということだ。ただ、製薬会社のカネは、元をたどれば国民の医療費が大半である。まじめな納税者が、一部のけしからん医師たちの懐を潤しているということ(敬称略)

年間講演回数 200回以上、受領金額 3,000千万円以上	
河盛 隆造	順天堂大学大学院 特任教授 (医学研究科)
小田原 雅人	東京医科大学病院 主任教授 (糖尿病・代謝・内分泌内科)
山岸 昌一	久留米大学 教授 (医学部医学科)
山下 武志	心臓血管研究所付属病院 所長
年間講演回数 100回以上、受領金額 2,500万円以上	
伊藤 浩	岡山大学大学院 教授 (循環器内科学)
加来 浩平	川崎医療福祉大学 特任教授 (医療福祉経営学科)
宗圓 聰	近畿大学医学部奈良病院 教授 (整形外科・リウマチ科)
三嶋 廣繁	愛知医科大学病院 教授 (感染症科)
苅尾 七臣	自治医科大学 教授 (内科学講座 循環器内科学部門)
森下 竜一	大阪大学大学院 教授 (医学系研究科 臨床遺伝子治療学)
大石 充	鹿児島大学大学院 教授 (心臓血管・高血圧内科学)
受領金額 2,000万円以上 2,500万円未満 15名、1,000万円以上 2,000万円未満 146名	